

奈良県告示第二百四十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として平成二十八年九月奈良県告示第二百四十四号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した次の区域について、その指定を解除する。

令和七年九月十二日

奈良県知事 山下 真

土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域		縦覧場所
区域の名称	区域	区域の名称	区域	
桜井市浅古 （〇〇三） 急傾斜地崩 壊警戒区域	次の平面図 のとおり	桜井市浅古 （〇〇三） 急傾斜地崩 壊特別警戒 区域	次の平面図 のとおり	土砂災害警戒 区域等におけ る土砂災害防 止対策の推進 に関する法律 施行令（平成 十三年政令第 八十四号）第 四条に規定す る衝撃に関す る事項
			次の平面図の とおり	
				奈良県中和 土木事務所 及び桜井市 役所土木課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及

び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。